固定資産現所有者申告書

令和　　年　　月　　日

白鷹町長　佐　藤　誠　七　様

　固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、白鷹町町税条例第65条の３の規定に基づき、地方税法第384条の３に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

〇現所有者(現に所有する方)を記載してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申告者(代表者) | 氏　名※ | ﾌﾘｶﾞﾅ | | | 課税台帳所有者との続柄 |  |
|  | | |
| 住　所※ |  | | | | |
|  | | | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話  番号 | (自宅※) | | |
| (携帯※) | | |

〇亡くなられた方(被相続人)の情報を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課税台帳所有者  (納税義務者) | 氏　　名 | ﾌﾘｶﾞﾅ | 死亡年月日 |
|  | 年　　月　　日 |
| 死亡時の  住　　所 |  | |
|  | |
| 登記名義 |  | |

〇現所有者のほか、共有で相続する場合は、共有者全員分を記載してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 現所有者①(代表者) | 氏　　名※ | ﾌﾘｶﾞﾅ | | | 被相続人との続柄 | |  |
|  | | |
| 住　　所※ |  | | | | 共有  持分 |  |
|  | | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話  番号 | (自宅※) | | | |
| (携帯※) | | | |
| 現所有者② | 氏　　名※ | ﾌﾘｶﾞﾅ | | | 被相続人との続柄 | |  |
|  | | |
| 住　　所※ |  | | | | 共有  持分 |  |
|  | | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話  番号 | (自宅※) | | | |
| (携帯※) | | | |

(裏面もご記入ください)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 現所有者③ | 氏　　名※ | ﾌﾘｶﾞﾅ | | | 被相続人との続柄 | |  |
|  | | |
| 住　　所※ |  | | | | 共有  持分 |  |
|  | | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話  番号 | (自宅※) | | | |
| (携帯※) | | | |
| 現所有者④ | 氏　　名※ | ﾌﾘｶﾞﾅ | | | 被相続人との続柄 | |  |
|  | | |
| 住　　所※ |  | | | | 共有  持分 |  |
|  | | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話  番号 | (自宅※) | | | |
| (携帯※) | | | |
| 現所有者⑤ | 氏　　名※ | ﾌﾘｶﾞﾅ | | | 被相続人との続柄 | |  |
|  | | |
| 住　　所※ |  | | | | 共有  持分 |  |
|  | | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 電話  番号 | (自宅※) | | | |
| (携帯※) | | | |

・記入欄不足の場合は任意の別紙を添付してください。

〇現に所有する資産をご記入ください。(課税明細書の写しや名寄帳の写しを代用でも可)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 固定資産の表示等 | 区　　分 | 所　　在 | 家屋番号 |
| 土地・家屋 | 白鷹町大字 |  |
| 土地・家屋 | 白鷹町大字 |  |
| 土地・家屋 | 白鷹町大字 |  |
| 土地・家屋 | 白鷹町大字 |  |
| 土地・家屋 | 白鷹町大字 |  |
| 土地・家屋 | 白鷹町大字 |  |
| 土地・家屋 | 白鷹町大字 |  |
| 土地・家屋 | 白鷹町大字 |  |
| 土地・家屋 | 白鷹町大字 |  |

・記入欄不足の場合は任意の別紙を添付してください。

〇添付書類

　□ 戸籍謄本の写し (相続権の確認のため)

　□ 遺産分割協議書 (相続人で協議が完了している場合)

　□ 相続放棄申述書受理書 (相続人の中で相続放棄を行った方がいる場合)

(注意事項)

　本申告書は、現所有者であることを知った日の翌日から6か月を経過した日までに提出する義務があります。申告書の提出がない場合は、過料に課されることがあります。

　１．賦課期日(1月1日)までに、相続登記が完了している(完了する)場合は、原則、本書の提出は必要ありませんが、所有資産の中に未登記家屋がある場合は、本書により申告及び未登記建物所有者異動申請書の提出が必要となります。

　２．現所有者が複数名の場合は、共有資産として連帯納税義務となりますが、納税通知書は代表者(申告者)に一括して送付することとなります。

　３．添付書類で戸籍謄本の写しは、被相続人と法定相続人の関係が明らかになっているものが必要となります。戸籍謄本(本籍のある役場(役所)の戸籍窓口で発行)の交付を請求する際は、相続手続きに必要である旨を申出て、交付を受けてください。

　・この申告書によって、固定資産税・都市計画税の納税義務者の名義のみが変更されますが、登記簿における名義の変更まで及ぶものではありません。相続による所有権移転登記は登記所において手続きを行ってください。

　※固定資産現所有者申告書及び上記注意事項等で、ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当：山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　白鷹町税務出納課　資産税係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　0238-85-2111（内線420･421･422・423）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　0238-85-6133（直通）